

ドイツ・会計税務ニュースレター

第 19 回 税務

国別報告書 (CbCR) の開示に関する EU 指令の国内法

2023 年 8 月

はじめに

大規模な多国籍企業に対する課税の透明性を確保することを目的とした、国別報告書 (CbCR) の開示に関する EU 指令に対応したドイツ国内法が、2023 年 6 月 19 日に連邦議会により可決されました。これにより、日系企業を含む、ドイツに拠点を有する一定の多国籍企業グループに対して、新たな開示要件が課されることとなります。本稿では新法の背景、概要についてお知らせします。

※ 本稿は、Grant Thornton AG (グラントソントン・ドイツ) が作成したものを、和訳・編集したものです。原文 (ドイツ語) は [こちら](#) をご参照ください。

Contents

- ・ 背景
- ・ 国別報告書 (CbCR) の開示に関する EU 指令のドイツ国内導入法の概要

背景

OECD による税源浸食及び利益移転 (BEPS) 行動計画 13「多国籍企業の企業情報の文書化」への対応として、欧州委員会は 2016 年 4 月に会計指令 (指令 2013/34/EU) の改正案を発表しました。

当該会計指令は EU 域内で事業を営む大規模な多国籍企業グループに対し、法人所得税の納付額及びその他の税務関連情報 (以下「国別の法人所得税に関する情報」とする。) の開示を求めるものであり、その後の協議・修正を経て、2021 年 11 月に EU 理事会により可決されました¹。EU 加盟国は当該指令を 2023 年 6 月 22 日までに国内法に導入することを要求されていたところ、ドイツでは 2023 年 6 月 19 日に連邦議会で可決に至りました。

なお、国別報告書 (CbCR) の開示を求める同様の法案は、EU 以外の各法域でも導入の検討が進められています。

¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021L2101>

国別報告書(CbCR)の開示に関する EU 指令のドイツ国内導入法の概要

1. 対象企業

直近の2事業年度で7億5,000万ユーロを超える連結売上高を計上しており、かつ下記いずれかに該当する企業グループ。

- a) ドイツに親会社があり、複数の国・地域で活動している
- b) 親会社が EU 域外にあり、ドイツに中規模²か大規模の子会社、又は一定の売上を有する支店³がある

2. 開示情報

国別の法人所得税に関する情報には以下を含める必要があります⁴。

- 最終親会社の名称
- 報告期間中の事業活動に関する説明
- 従業員数
- 売上高（関連当事者との取引に係る売上を含む）
- 税引前利益または損失
- 報告期間中に支払った法人税および報告期間末の未払法人税
- 報告期間末の利益剰余金

上記の情報は、EU 加盟国ごと、および税務面で非協力的な国・地域の EU リスト付属書 I（ブラックリスト）、付属書 II（グレーリスト）の対象国に掲載されている国・地域⁵ごとに開示する必要があります。その他の国・地域については合算して開示することが可能です。

3. 開示方法

国別の法人所得税に関する情報は、商業登記簿のほか、企業の自社ウェブサイトでの公開が求められます。開示の期限は当該会計年度の末日から12か月です。

² ドイツでは、以下のうち2年連続して2つ以上の基準を満たす場合に中規模会社とみなされる

- 売上高 > 12 百万ユーロ（注：加盟国によっては8百万ユーロの場合あり）
- 総資産 > 6 百万ユーロ（注：加盟国によっては4百万ユーロの場合あり）
- 従業員数 > 50 名

³ 支店売上高が2期連続して12百万ユーロ超の場合に該当

⁴ ドイツ商法（HGB）第342h条及び租税通則法（AO）138a条参照

⁵ 本稿執筆時点でのブラックリスト、グレーリスト掲載国は以下のとおり

- ブラックリスト：アメリカ領サモア、アンギラ、バハマ、イギリス領バージン諸島、コスタリカ、フィジー、グアム、マーシャル諸島、パラオ、パナマ、ロシア、サモア、トリニダード・トバゴ、タークス・カイコス諸島、アメリカ領ヴァージン諸島、バヌアツ
- グレーリスト：アルバニア、アルメニア、アルバ、ベリーズ、ボツワナ、キュラソー、ドミニカ、エスワティニ、香港、イスラエル、ヨルダン、マレーシア、モントセラト、カタール、セーシェル、タイ、トルコ、ベトナム

（参考：<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-6375-2023-INIT/en/pdf>）

4. 導入スケジュール

2024年6月21日以降に始まる事業年度から適用。
(事業年度が暦年と同じ場合、2025年12月31日に終了する事業年度から)

5. 開示延期オプション

開示することにより企業に著しい不利益をもたらす場合、正当な理由の記載と、各事業年度ごとに見直すことを条件として、開示を延期することが可能です⁶。省略された情報は、遅くとも報告期間後4事業年度目に作成される国別の法人所得税情報に含める必要があります。

6. 罰則

報告義務を遵守しない場合、最高250,000ユーロの罰金が科されます。

7. その他

財務諸表の監査人は、企業が監査対象期に国別の法人所得税に関する情報を開示する義務があるか、また義務がある場合には適切に履行しているかを評価し、その結果を監査報告書に記載する必要があります⁷。

⁶ HGB 第342k条参照

⁷ 監査では国別の法人所得税に関する情報が開示された旨の事実確認のみをすればよく、内容の確認は要求されない (HGB 第317条3b項、第322条1項参照)

お問い合わせ先

Grant Thornton AG (グラントソントン・ドイツ) では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けております。監査・保証業務、移転価格、グローバルタックスマネジメントを含む税制サポート、内部統制、事業戦略コンサルティングなど、貴社のドイツへの進出の程度や事業規模に応じたサービスのご提供が可能です。

ドイツでのビジネスサポートをお探しの日系企業様がありましたら、是非グラントソントン・ドイツ ジャパンデスクにご相談ください。

担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士 (日本)

E hiroshi.inoue@de.gt.com

W grantthornton.de

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。